

所得税及び個人住民税(町・道民税)の 定額減税が実施されます

問 税務課 課税係 ☎42-2622

令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)において、賃金上昇があったとしても物価高騰により実質賃金が追いついていない国民の負担を緩和するため、一時的な措置として、令和6年分の所得税と令和6年度の個人住民税(町・道民税)について定額減税が行われます。

区分	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
対象者	令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である方	令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下で、所得割額が課税されている方
定額減税の額	1人につき3万円 ・納税者本人 ・配偶者を含む扶養親族(外国居住者を除く) ※配偶者と子2人を扶養している場合、減税額の合計は12万円となります。	1人につき1万円 ・納税者本人 ・配偶者を含む扶養親族(外国居住者を除く) ※配偶者と子2人を扶養している場合、減税額の合計は4万円となります。
実施の 時期・方法	給与所得者(会社員)の場合 6月1日以後最初に源泉徴収される所得税から順次控除(控除しきれない場合、以後12月までの所得税から順次控除)	特別徴収 給与から天引きの場合 令和6年6月分の給与からは天引きを行わず、定額減税後の税額を11回に分割して、7月分から翌5月分までの給与から天引き 公的年金などから天引きの場合 10月支給分の年金より天引きされる所得割額から控除(控除しきれない場合、12月支給分以後の所得税から順次控除) ※年度途中で新たに課税される場合や税額に変更が生じる場合、徴収方法が変更となる場合は、定額減税の実施方法が異なります。
	公的年金などの受給者の場合 6月1日以後最初に源泉徴収される所得税から順次控除(控除しきれない場合、以後12月までの所得税から順次控除)	
	事業所得者などの場合 原則、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際に所得税から控除	普通徴収 納付書や口座振替の場合 第1期分(6月分)の納付額から控除(控除しきれない場合、第2期分の納付額から順次控除)
減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)	定額減税の額が、定額減税を行う前の所得税額や個人住民税所得割額を上回ることで、定額減税しきれない事案が見込まれます。この場合は、定額減税しきれない差額を国の示す計算方法に基づき給付します。 なお、この給付の対象となる方には、給付時期が確定次第、改めて町から通知します。	
所管	国税庁(税務署)  詳しくはこちらから	松前町  詳しくはこちらから
手続き	事業所による	申告や申請は不要 (町で定額減税額を計算して控除)